

「太陽光発電設備からの電力受給に関する契約要綱」の変更について

2023年4月より、電力系統利用の円滑化および低廉化を目的とした流通設備効率の向上を図るために検討が行われている「コネクト&マネージ」の取組の一つである「N-1電制」の本格運用が開始されます。

また、2023年10月より、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（以下、「インボイス制度」といいます。）が導入されます。

これに伴い、2023年4月1日以降、「太陽光発電設備からの電力受給に関する契約要綱」（2022年4月1日実施）（以下、「契約要綱」といいます。）を、下記のとおり変更いたしますのでお知らせいたします。

記

主な変更概要は以下のとおりです。

項番	項目	変更概要
3	定義	現行契約要綱に規定されていない「N-1電制」およびインボイス制度に係る「仕入明細書」に関する用語の定義を追加。
6	受電側接続検討および受給契約の申込み	受給契約申込み時の項目に発電者の適格請求書発行事業者の登録有無および登録番号を追加。
13	料金等	当社が発電者へ通知する仕入明細書の確認を依頼する規定を追加。
18	N-1電制の逸失費用等の精算等	N-1電制装置設置時およびN-1電制実施時の精算方法等に関する規定を追加。

以上